

令和8年度

学校いじめ防止基本方針



鳴門市堀江北小学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、事案発生後の対応のみならず、全ての児童を対象とした「発達支持的生徒指導」及び「課題予防的生徒指導」への転換を図り、未然防止にすべての教職員が組織的に取り組む。
- (3) ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- (5) より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が積極的に連携・協働する体制を構築する。
- (6) いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合や、その行為が犯罪行為（触法行為を含む）に該当する場合については、早期に警察に相談又は通報を行う。（別表①「犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談又は通報すべき具体例」）また、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の構成

管理職や生徒指導担当教員、養護教諭、学級担任等により構成する。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

また、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。

(2) 組織の役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- ③ いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。

3 教育相談体制

- (1) 教員と児童及び保護者、さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 児童の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 定期的な個人懇談等の教育相談や相談日等を設定するなど、児童はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、子どもの SOS 相談窓口など、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 教育・指導場面

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③ すべての児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ⑤ ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑥ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会をすべての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ⑦ 学級活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- ⑧ 情報化社会の発展により、インターネットやスマートフォン、生成 AI 等の普及が進む中で、児童がそれらの正しい利用方法や、危険性について理解できるよう、「スマホ・ネット安全教室」の実施や、啓発パンフレット等の配布、「GIGA ワークブックなると」の活用等により、情報モラル教育の充実を図り、インターネットを通して行われるいじめに対する取組を進める。
- ⑨ 児童会活動などにおいて、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組

が促進されるよう適切な指導や助言を行う。

- ⑩ 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑪ 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ⑫ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画を公表し、学校行事や堀江北教育振興会・学校運営協議会の会合等を通して、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ コミュニティスクール（学校運営協議会制度）や学校評議員制度等を活用し、PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期の始業式及び入学式等において、すべての児童や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている児童を全力で守りぬくことを明らかにし、児童や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。
- (2) 「いじめ発見のための観察ポイント（教師用）」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応する。
- (3) 全児童を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を定期的を実施することに加え、「個別面談」、「日記や連絡帳」の記述等から、児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、「いじめの防止等の対策のための組織」において組織的に判断する。
- (4) いじめの把握にあたっては、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育コーディネーター等、学校内外の専門家との連携に努め、児童・保護者等にその周知を図る。
特に、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (5) 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (6) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- (7) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した

場合は、速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図る。

- (8) 保護者に対して、「いじめの発見のための観察ポイント（保護者用）」を配付するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ② 「いじめの防止等の対策のための組織」において、速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ④ いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

(2) いじめられた児童、保護者への支援

- ① いじめられた児童を徹底して全力で守りぬく。
- ② いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ③ 複数教員による家庭訪問を行う。
- ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。

(3) いじめた児童への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
- ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

(4) 他の児童への指導

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③ 児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじ

めを許さない学校づくりを進める。

(5) 教育委員会等への報告と連携

- ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
- ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、学校問題解決支援事業やスクールプロフェッサー事業等、より高度で専門的知識を有する専門家派遣事業を活用したり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーの派遣を要請したりと、外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

- ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為（触法行為を含む）として取り扱われるべきと認められる事案（別表①）は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

7 校内研修

すべての教職員の共通認識を図るため、年に1回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行い、特定の教職員がいじめを抱え込むことなく、組織として一貫した対応ができるようにする。

8 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、校長は事実確認の結果を直ちに市町村教育委員会に報告するとともに、市町村教育委員会と連携して対処する。

9 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価の項目に加え、いじめの未然防止、早期発見、適切な対応等自校の取組を評価する。
- (2) PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

10 年間計画

【年間目標】

- ・児童に自己有用感をもたせたり、適切な人権意識を身に付けさせたりすることを通して、いじめの未然防止を図る。
- ・児童との信頼関係を醸成し、教職員の研修を通して、いじめを見抜く感覚を磨くことでいじめの早期発見を図る。

	内容	対象者	担当
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・発見のための観察ポイント（教師用）配布 ・PTA 本部役員会 ・家庭訪問 ・学級目標の設定 ・1年生を迎える会 ・授業参観・PTA 総会 ・学校生活アンケート ・いじめ防止校内委員会 ・教育振興会総会 ・人権教育について（校内研修） 	教職員・児童・保護者 児童・教員 保護者 保護者 児童 児童 児童・保護者 児童 児童 地域 教職員	校長・教頭・生徒指導主任 生徒指導主任 教頭 学級担任 学級担任 6年担任 学級担任・教頭 生徒指導主任・学級担任 HOP 委員会担当教員 教頭 人権教育主任
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回校内子ども理解委員会 ・修学旅行 ・いじめ防止校内委員会 ・学校生活アンケート ・PTA 総役員会 	教職員 児童 児童 児童 保護者	研究主任 6年担任 HOP 委員会担当教員 生徒指導主任 教頭
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権ポスター作製 ・いじめ防止校内委員会 ・参観日 ・家庭教育学級「情報モラルについて」 ・発見のための観察ポイント（保護者用）配布 ・Q-U アンケート調査（第1回） ・学校生活アンケート ・あまがつ班活動 	児童 児童 保護者 児童（5・6年）・保護者 児童・保護者 児童（3～6年） 児童 児童	学級担任 HOP 委員会担当教員 学級担任 鳴門市教育委員会教育支援室 生徒指導主任 生徒指導主任 生徒指導主任 特別活動担当教員
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止校内委員会 ・大麻町内合同人権研修会 ・あまがつ班活動 ・個人懇談 ・夏休み前集会 ・楽しい学校生活を送るためのアンケート調査・分析 ・Q-U アンケート調査分析 ・校外補導 	児童 教職員 児童 保護者 児童 児童・教職員 教職員 児童・保護者	HOP 委員会担当教員 人権教育主任 特別活動担当教員 学級担任 教務主任・生徒指導主任 生徒指導主任 学力向上担当教員 生徒指導主任
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修（自殺予防教育学習） ・ゆっくりスタート（児童の様子観察） 	教職員 児童	生徒指導主任 学級担任
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊学習 ・いじめ防止校内委員会 ・学校生活アンケート ・人権文化祭作品作り 	児童（5年生） 児童 児童 児童	5年担任 HOP 委員会担当教員 生徒指導主任 学級担任
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・Q-U アンケート調査（第2回） 	児童 児童	体育主任 生徒指導主任

	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート ・いじめ防止校内委員会 ・第2回校内子ども理解委員会 ・人権パネル作成 	児童 児童 教職員 児童・教職員	生徒指導主任 HOP 委員会担当教員 研究主任 人権教育主任
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・鳴門市人権教育研究大会 ・人権参観日 ・家庭人権学習動画配信 ・発見のための観察ポイント（保護者用）配布 ・いじめ防止校内委員会 ・学校生活アンケート ・校内研修（校内いじめ防止基本方針の再確認・中間評価） 	職員 児童・保護者 児童・保護者 児童・保護者 児童 児童 教職員	人権教育主任 学級担任 生徒指導主任 生徒指導主任 HOP 委員会担当教員 生徒指導主任 教頭・生徒指導主任
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・堀江南小学校との交流学习 ・徳島県児童生徒のいじめ防止一斉学習 ・いじめ防止校内委員会 ・楽しい学校生活を送るためのアンケート実施・分析 ・個人懇談 ・冬休み前集会 	児童 児童 児童 児童・教職員 保護者 児童	学級担任 学級担任 HOP 委員会担当教員 生徒指導主任 学級担任 生徒指導主任
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆっくりスタート（児童の様子観察） ・いじめ防止校内委員会 ・学校生活アンケート ・PTA 地方役員会 	児童・教職員 児童 児童 保護者	学級担任 HOP 委員会担当教員 生徒指導主任 教頭
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA 新旧本部役員会 ・教育振興会役員会 ・学校生活アンケート ・いじめ防止校内委員会 ・第3回校内子ども理解委員会 ・学校評価アンケート実施・分析 	保護者 地域 児童 児童 教職員 児童・保護者	教頭 教頭 生徒指導主任 HOP 委員会担当教員 研究主任 校長・生徒指導主任
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 ・卒業式 ・学校生活アンケート ・校内研修（校内いじめ防止基本方針の評価・見直し） 	児童 児童 児童 教職員	5年担任 教務主任 生徒指導主任 生徒指導主任

(別表①) 学校で起こり得る事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談は又は通報すべき具体例

学校で起こり得る事例の例	該当し得る犯罪
・ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ・無理やりズボンを脱がす。	暴行 (刑法第 208 条)
・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。	傷害 (刑法第 204 条)
・断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	不同意わいせつ (刑法第 176 条)
・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	恐喝 (刑法第 249 条)
・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ・財布から現金を盗む。	窃盗 (刑法第 235 条)
・自転車を壊す。 ・制服をカッターで切り裂く。	器物損壊等 (刑法第 261 条)
・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。	強要 (刑法第 223 条)
・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫 (刑法第 222 条)
・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	名誉毀損、侮辱 (刑法第 230 条、231 条)
・同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。	自殺関与 (刑法第 202 条)
・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ・同級生の裸の写真・動画を友達 1 人に送信して提供する。 ・同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ・友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。	児童ポルノ提供等 (児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条)
・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。	私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等に被害の防止に関する法律第 3 条)